

松山国際観光客誘致推進協議会
外国人旅行者送客助成金交付要綱の運用についてのQ & A

令和8年4月1日

(申請人数について)

Q1. ツアー出発の14日前の時点でツアーの参加人数が確定していません。今後、参加人数は増える予定です。今後、参加人数が増えることを見込んで、申請できますか？

例えば、14日前の時点でツアーの参加人数は10名が確定しています。出発日の前日までツアー商品の販売を続けるため、参加人数は少なくとも5名は増える見込んでいます。15名分で申請できますか？

A1. 14日前の時点で確定している人数(参加予定者名簿を提出できる人数)で、申請して下さい。
質問の事例の場合、10名で申請して下さい。

(申請人数の変更について)

Q2. ツアー参加人数を20名で申請し、交付決定を受けました。交付決定を受けた後に、ツアーの参加者が10名増えたため、申請人数を30名に変更したいのですが、どうすればよいですか？

A2. ①出発日の14日前までの場合は、変更申請ができます。
速やかに、「交付申請書【変更】(様式第3号)」を作成し提出して下さい。ただし、変更申請を行った時点で、既に予算額が上限に達した場合などは、申請額どおりの交付決定ができないことがあります。
質問の事例の場合、申請者数を30名に変更する内容を記載し、「交付申請書【変更】(様式第3号)」を提出して下さい。ただし、予算の関係など、20名分までしか交付決定ができない場合があります。

②出発日の14日前以降の場合は、変更申請はできません。ツアー参加者が増えた場合も、既に交付決定している人数分が交付確定額(助成金の支払い額)の上限額となります。

上記の例の場合、交付決定を行っている20名分から変更はできないため、20名分が交付確定額(助成金の支払額)の上限となります。

(申請時期について)

Q3. 出発日は6か月後となりますが、申請できますか？

A3. 申請日時点で確定している人数(参加予定者名簿で提出した人数)を、申請できます。

Q4. 申請はいつまでできますか？

A4. 2026年4月15日（水）以降に出発し、2027年2月15日（月）までに終了するツアーが対象です。

ツアー出発日の14日前までに申請してください。

なお、申請額が本事業の予算総額に達した時点で、募集を終了します。そのため、2027年2月1日より早く、募集を終了することがあります。

A5. 実績報告書や請求書の提出が、規定されている期日より遅れそうです。どうすればよいですか？

A5. 速やかに、ご連絡下さい。なお、適正な理由なく、期日までに提出がない場合、交付決定及び交付確定の取り消しを行いますので、ご注意下さい。

（申請条件について）

（松山空港発着の国際線の利用について）

Q6. 松山空港発着の国際線を活用した場合、助成金の対象になりますか？

A6. 愛媛県外の空港等から入国するツアーが対象となります。ただし、松山空港発着の国際線を片道のみ利用するツアーは対象としています。（松山空港発着の国際線を単純往復で利用したツアーは対象となりません。）

（○対象となる例）

- ・ 香港空港 → 羽田空港 → 松山空港 → 羽田空港 → 香港空港
- ・ 仁川空港 → 羽田空港 → 松山空港 → 仁川空港
- ・ 桃園空港 → 松山空港 → 仁川空港 → 桃園空港

Q7. 「松山空港発着の国際線」には、チャーター便などは含まれますか？

A7. 含まれます。チャーター便や期間限定に増便された定期路線などを含めて、松山空港発着の国際線を単純往復利用するツアーは対象となりません。

Q8. 旅行催行人数が2名以上でないと助成金の対象とならないのか？

A8. お見込みのとおりです。

申請日時点で確定している人数（参加予定者名簿で提出した人数）が2名に満たない場合は、対象となりません。

また、交付決定後に、参加人数が減少し1名のみを送客となった場合は、助成金を支払うことができません。

Q9. 「PNR等の旅行参加者全員の出入国の確認ができるもの」が提出できない場合はどうすればいいのか。

A9. 可能な限り、出入国の確認できる書類をご用意ください。ただし、やむを得ない場合は、出入国確認証明書（様式第8号）を提出してください。

（当助成金の趣旨について）

Q10. なぜ、松山空港発着の国際線を往復利用した場合は対象外となるのですか。

A10. 当協議会の助成金制度は、日本国内での広域周遊型の旅行を推し進めていくことを目的としています。また、類似の助成金制度と重複することを避けるために、各種要件を設定していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。